



佐賀県公報

平成17年
6月24日
(金曜日)
第 12621号

目 次

規 則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県立女性センター設置条例施行規則
- ◎佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則
- ◎佐賀県人工海浜公園条例施行規則
- ◎佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則
- 告 示
- 新たに生じた土地の確認
- 字の区域の変更
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
- 開発行為に関する工事の完了
- 土地改良区の定款変更認可
- 佐賀市土地改良区営土地改良事業計画変更認可
- 県営土地改良事業加部島地区土地改良事業計画変更決定
- 県営土地改良事業松浦地区土地改良事業計画変更決定
- 県営土地改良事業松梅地区土地改良事業計画変更決定
- 県営兵庫南部地区土地改良事業の工事完了
- 県営北茂安中部地区土地改良事業の工事完了
- 県営諸浦地区土地改良事業の工事完了

○佐賀県立女性センター設置条例施行規則（規則第一〇一号）

公布された規則のあらまし

- 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
 - 2 佐賀県立女性センターの管理に関する規則は、廃止することとした。
 - 3 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第三条関係）
 - 4 その他所要の事項を定めることとした。
 - 5 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第二条関係）
 - 6 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第三条関係）
 - 7 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則（規則第一〇二号）
- 1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第三条関係）
 - 2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第六条関係）
 - 3 指定管理者の管理の基準を定めることとした。（第七条関係）
- 佐賀県人工海浜公園条例施行規則（規則第一〇三号）
- 1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第三条関係）
 - 2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第四条関係）
 - 3 指定管理者の管理の基準を定めることとした。（第五条～第八条関係）
 - 4 その他所要の事項を定めることとした。
 - 5 この規則は、公布の日から施行することとした。
 - 6 佐賀県立生涯学習センターの管理に関する規則は、廃止することとした。
 - 7 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県人工海浜公園管理条例施行規則（規則第一〇四号）
- 1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第五条関係）
 - 2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第六条関係）
 - 3 指定管理者の管理の基準を定めることとした。（第七条関係）

- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規則

佐賀県立女性センター設置条例施行規則をここに公布する。

平成十七年六月二十四日

佐賀県知事 古川康

● 佐賀県規則第一百一号 佐賀県立女性センター設置条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県立女性センター設置条例（平成六年佐賀県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

第二条 条例第三条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

四 その他知事が必要と認める書類

(指定の基準)

第三条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 佐賀県立女性センター（以下「センター」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。

- 二 センターの施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- 四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休館日)

第四条 条例第三条第四項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうちセンターの休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除き、一週間につき一日を限度とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めた時は、臨時に休館することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により臨時に休館するときは、知事に協議しなければならない。

(開館時間)

第五条 管理の基準のうちセンターの開館時間は、一日につき十三時間以上とする。ただし、ホール以外の施設の日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）第三条に規定する休日における開館時間は、一日につき八時間以上とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかるわらず、必要があると認めた時は、臨時に開館時間を変更することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により開館時間を変更しようとするときは、知事に協議しなければならない。

(施設の利用)

第六条 指定管理者は、センターの業務に支障のない範囲内において、施設をセンターの業務に関係のある行事及び講演、音楽、演劇、舞踊等の催物のために利用させることができる。

(利用の制限)

第七条 管理の基準のうち指定管理者がセンターの施設の利用を許可しない場

合は、次に掲げる場合とする。

一 営利を主たる目的とする場合

二 特定の政党の利害に関する行為を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為を行う場合

三 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為を行う場合

四 館内の秩序を乱すおそれがある場合

五 センターの設備を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

六 その他管理上支障があると認められる場合

2 管理の基準のうち指定管理者がセンターの利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 利用許可申請書の内容に偽りがあつた場合

二 定員を超えて入場させた場合

三 利用目的以外の物品の販売若しくは陳列又は広告物の掲示若しくは配布

をした場合

四 施設又は設備をき損した場合

五 利用者が、利用目的を変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

六 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第六号の規定によりセンターの利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(入館の制限)

第八条 管理の基準のうち指定管理者が入館を禁じ、又は退館させることができる者は、次に掲げる者とする。

一 秩序を乱すおそれがあると認められる者

二 めいてい等により他人に迷惑をかけるおそれがある者

三 その他指定管理者がセンターの管理上適当でないと認める者

(事業報告書の提出)

第九条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 センターの管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する書類

(補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関する必要な事項についてでは、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県立女性センターの管理に関する規則の廃止)

2 佐賀県立女性センターの管理に関する規則(平成七年佐賀県規則第十五号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、センターの管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十日までの間は、なお従前の例による。

佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則をここに公布する。

平成十七年六月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第百二号

佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は佐賀県立生涯学習センター設置条例(平成六年佐賀県条例第三十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるもの

とする。
(申請の方法)

第二条 条例第三条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三

指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

四 その他知事が必要と認める書類

（指定の基準）

第三条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 佐賀県立生涯学習センター（以下「センター」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。

二 センターの施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一号の事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿つた管理を行う能力を有していること。

（休館日）

第四条 条例第三条第四項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）

のうちセンターの休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除き、一週間につき一日を限度とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めた時は、臨時に休館することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により臨時に休館するときは、知事に協議しなければならない。

（開館時間）

第五条 管理の基準のうちセンターの開館時間は、一日につき十三時間以上とする。ただし、ホール以外の施設の日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日における開館時間は、一日につき八時間以上とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めた時は、臨時に開館時間を変更することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により開館時間を変更しようとするときは、知事に協議しなければならない。

（施設の利用）

第六条 指定管理者は、センターの業務に支障のない範囲内において、施設をセンターの業務に関係のある行事及び講演、音楽、演劇、舞踊等の催物のために利用させることができる。

（利用の制限）

第七条 管理の基準のうち指定管理者がセンターの施設の利用を許可しない場合は、次に掲げる場合とする。

一 営利を主たる目的とする場合

二 特定の政党の利害に関する行為を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為を行う場合

三 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為を行う場合

四 館内の秩序を乱すおそれがある場合

五 センターの設備を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

六 その他管理上支障があると認められる場合

2 管理の基準のうち指定管理者がセンターの利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 利用許可申請書の内容に偽りがあつた場合

二 定員を超えて入場させた場合
 三 利用目的以外の物品の販売若しくは陳列又は広告物の掲示若しくは配布をした場合

四 施設又は設備をき損した場合
 五 利用者が、利用目的を変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

六 その他指定管理者の指示に従わない場合
 七 指定管理者は、第一項第六号の規定によりセンターの利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(入館の制限)

第八条 管理の基準のうち指定管理者が入館を禁じ、又は退館させることがで
きる者は、次に掲げる者とする。

- 一 秩序を乱すおそれがあると認められる者
- 二 めいてい等により他人に迷惑をかけるおそれがある者
- 三 その他指定管理者がセンターの管理上適当でないと認める者

(事業報告書の提出)

第九条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 センターの管理の業務に関する事業報告書
- 二 決算に関する書類

(補則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県立生涯学習センターの管理に関する規則の廃止)

2 佐賀県立生涯学習センターの管理に関する規則(平成十六年佐賀県規則第三十一号)は、廃止する。
 (経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、センターの管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十日までの間は、なお従前の例による。

佐賀県人工海浜公園条例施行規則をここに公布する。

平成十七年六月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第百三号

佐賀県人工海浜公園条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県人工海浜公園条例(平成三年佐賀県条例第三十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請)

第二条 条例第四条第一項の規定による許可の申請は、海浜公園内行為許可申請書(様式)により、同項各号に掲げる行為をしようとする日の十日前までに行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第三条 条例第五条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本
- 三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

(指定の基準)

第四条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 佐賀県人工海浜公園（以下「海浜公園」という。）の施設の設置目的の確実な実施が見込まれること。

二 海浜公園の施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一号の事業計画書の内容が、海浜公園の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画に沿った管理を行う能力を有していること。

(遊泳期間)

第五条 条例第五条第四項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち遊泳期間は、年間五十日以上とする。

- 2 指定管理者は、前項の規定にかかるらず、必要があると認めるときは、臨時に遊泳を禁止することができる。

(利用時間)

第六条 管理の基準のうち遊泳期間中の海浜公園の施設の利用時間は、八時間以上とする。

- 2 指定管理者は、前項の規定にかかるらず、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

(遊泳区域)

第七条 管理の基準のうち海浜公園の遊泳区域は、次のとおりとする。

海浜公園名	遊泳区域
伊万里人工海浜公園	海岸線、突堤、安全確保のために設置したブイ及び道切島で囲まれた区域
太良人工海浜公園	海岸線、突堤及び安全確保のために設置したブイで囲まれた区域

- 2 指定管理者は、前項の規定にかかるらず、必要があると認めるときは、同項の遊泳区域を変更することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により遊泳区域を変更しようとするときは、知事に協議しなければならない。

(利用の制限)

第八条 管理の基準のうち指定管理者が海浜公園の施設の利用を制限できる場合は、次に掲げる場合とする。

一 海浜公園の設置の目的に反する利用をするおそれがある場合

二 海浜公園内の秩序を乱すおそれがある場合

三 海浜公園の施設又は設備をき損するおそれがある場合

四 その他管理上必要があると認める場合

第九条 指定管理者は、毎事業年度終了後二月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

一 海浜公園の管理の業務に関する事業報告書

- 二 決算に関する書類

(附則)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県人工海浜公園管理規則の廃止)

- 2 佐賀県人工海浜公園管理規則（平成三年佐賀県規則第四十四号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の規定にかかるらず、海浜公園の管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十日までの間は、なお従前の例による。

様式（第2条関係）

海浜公園内行為許可申請書

様

年　　月　　日

住　　所

(所在地)

氏　　名

(法人その他の団体の場合は、名称及び代表者の氏名)

佐賀県人工海浜公園条例第4条第1項の規定により、次のとおり海浜公園内における行為の許可を申請します。

行為の種類					
行為の目的					
行為の期間	年	月	日	時	から
	年	月	日	時	まで
その他必要な事項					

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月二十四日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第二百四号

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則
佐賀県港湾管理条例施行規則（昭和四十八年佐賀県規則第二百四号）の一部
を次のように改正する。

第六条を第十条とし、第五条を第九条とし、第四条の次に次の四条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第五条 条例第二十三条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本
- 三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

（指定の基準）

第六条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 条例第三条第一項に規定する知事が定める緑地（以下単に「緑地」といいう。）の施設の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- 二 緑地の施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、緑地の効用を最大限に發揮することもに管理経費の縮減が図られるものであること。
- 四 当該事業計画書に沿つた管理を行う能力を有していること。

（利用の制限）

第七条 条例第二十三条第四項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち指定管理者が緑地への立入りを制限することができる場合は、緑地の利用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 緑地の設置の目的に反する利用をするおそれがある場合
- 二 緑地内の秩序を乱すおそれがある場合
- 三 緑地の施設又は設備をき損するおそれがある場合
- 四 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が緑地の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- 一 利用許可申請書の内容に偽りがあつた場合
- 二 利用の許可を受けた者が、利用目的を変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合
- 三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第四号の規定により運動場の利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

（事業報告書の提出）

第八条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 緑地の管理の業務に関する事業報告書
- 二 決算に関する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第三百六十九号

地方自治法（昭和11年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が太良町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した上で、町長から届出があった。

平成十七年六月二十四日

佐賀県知事 古川康

新たに生じた土地	在所	面積 (平方メートル)	備考
大字大浦字下崎野丁一四九 <small>一戸</small> の地先及び丁一四八 <small>一戸</small> に接する道路の地先並びに字船津向丁一六七 <small>一戸</small> に接する水路の地先		一六四・〇〇	公有水面埋立てのため

◎佐賀県告示第三百七十號

地方自治法（昭和11年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定により、太良町の区域内の字の区域を次のように変更する。町長からの届出があった。

平成十七年六月二十四日

佐賀県知事 古川康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
大字大浦字下崎野	大字大浦字下崎野丁一四九 <small>一戸</small> の地先及び丁一四八 <small>一戸</small> に接する道路の地先並びに字船津向丁一六七 <small>一戸</small> に接する水路の地先

2項の規定により次のとおり公告する。
関係書類は、平成17年8月10日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年6月24日

佐賀県知事 古川康

- 1 申請のあった年月日
平成17年6月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称 特定非営利活動法人消費生活相談員の会さが
 - (2) 代表者の氏名 池田榮子
 - (3) 主たる事務所の所在地
佐賀市駅前中央一丁目8番32号アイスクエアビル3階
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、佐賀県内の消費生活に関する専門家で組織し、会員の資質及び社会的地位の向上に努めるとともに、地域活動を通じて、消費生活相談に関する情報や消費生活に関する情報を収集・提供し、もって佐賀県民の消費生活の安定・向上に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年6月24日

佐賀県知事 古川康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
唐津市神田字前田2046番から2048番まで、2049番1及び2050番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀市栄町2番1号
佐賀県経済農業協働組合連合会

平成17年6月24日(金)

報公熙賀佐

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年6月15日大町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年6月24日

佐賀県知事 古川康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年6月15日佐賀市土地改良区営土地改良事業（維持管理）計画の変更を認可した。

平成17年6月24日

佐賀県知事 古川康

県営土地改良事業（一般農道整備）加部島地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年8月9日までに佐賀県伊万里農林事務所（郵便番号848-0041 伊万里市新天町1222番地4）に提出してください。

平成17年6月24日

佐賀県知事 古川康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）松浦地区の変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成17年6月27日から平成17年7月25日まで
- 3 縦覧の場所
伊万里市役所

平成17年6月24日

佐賀県知事 古川康

県営土地改良事業（一般農道整備）加部島地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年6月27日から平成17年7月25日まで

3 縦覧の場所

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）松梅地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年8月9日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成17年6月24日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）松梅地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年6月27日から平成17年7月25日まで

3 縦覧の場所

大和町役場

平成13年5月28日県営土地改良事業（干拓地等農地整備）兵庫南部地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年6月24日

佐賀県知事 古川 康

平成16年11月14日県営土地改良事業（ほ場整備）北茂安中部地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年6月24日

佐賀県知事 古川 康

平成17年3月31日県営土地改良事業（ため池等整備）諸浦地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年6月24日

佐賀県知事 古川 康

申購
込先
料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年六月二十四日印刷及び発行
者 佐賀県知事 古川康行

印刷所
毎週月曜日
株古川総合印刷